

平成 25 年 6 月 3 日

各 位

セントケア・ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 猛

弊社子会社に対する行政処分に関するお知らせとお詫び

この度、弊社の連結子会社でありますセントケア西日本株式会社が運営する居宅介護支援事業所「セントケア北六甲」は介護保険法に違反した事実に基づき、神戸市より平成 25 年 6 月 3 日付けで、6 ヶ月間の指定の全部効力停止処分を受けました。

その原因は、当該居宅介護支援事業所の業務におきまして、お客様の自宅玄関の扉を外側から施錠するという非常に不適切な行為があったことによるものです。

お客様は独居状態で認知症の周辺症状が重かったことなどから始めてしまった事ですが、行政や社内での相談や報告を行わないまま、平成 24 年 11 月まで3 ヶ月間以上その状態が継続し、長期間に渡り独居時の安全確保の上でも問題のある対応をしておりました。

再発防止策として、会社としての仕組み及び対応が十分でなかったことから、セントケア西日本株式会社では、虐待防止・権利擁護に関する研修を計 3 回実施しました。まずケアマネジャー向けに平成 24 年 12 月に実施、次に全事業所の管理者も加えて平成 25 年 1 月により詳細な形で実施、さらに平成 25 年 3 月にそのフォロー研修として再度実施しました。3 月の研修では、同月に行われた神戸市による集団指導における虐待防止の内容も改めて確認しております。

また、グループ全体において、虐待防止のマニュアルを施設内だけでなく在宅での身体拘束に関わる問題にも対応するように改定し、かつ権利擁護事例の事業所及び会社での共有化による解決促進策等を実施致しました。さらに、内部通報制度について、窓口を外部法律事務所に設置することにより、問題事案をくみ上げ易くする体制整備を行いました。今後も不断の努力をもって取り組んで参ります。

弊社及びセントケア西日本株式会社といたしましては、お客様の尊厳を損なう重大な身体拘束として認識し、深く反省致しますとともに、お客様をはじめ関係各位の皆様に心からお詫び申し上げます。

以 上